令和６年11月25日　開会
令和６年11月25日　閉会
（定例会）

令和6年第2回
島根県後期高齢者医療広域連合議会会議録

島根県後期高齢者医療広域連合議会

島根県後期高齢者医療広域連合告示第 14 号

令和 6 年第 2 回島根県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和 6 年 10 月 15 日

島根県後期高齢者医療広域連合長　上　定　昭　仁

1　期　　日　　令和 6 年 11 月 25 日

2　場　　所　　島根県市町村振興センター6 階　大会議室

〇開会日に応招した議員（ 8 名）

早　樋　徹　雄	河　村　賢　治
楫　野　弘　和	景　山　利　則
岩　本　一　巳	糸　原　　保
大　江　和　彦	吉　金　　隆

〇応招しなかった議員（ 1 名）

中　村　　中

令和６年第２回島根県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和６年 11 月 25 日（月曜日）

議事日程

令和６年 11 月 25 日　午後１時 00 分開会

日程第１　議長の選挙
日程第２　議席の指定
日程第３　会議録署名議員の指名
日程第４　会期の決定
日程第５　同意第１号　島根県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
日程第６　議案第６号　島根県後期高齢者医療広域連合広域計画の変更について
日程第７　議案第７号　島根県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部改正について
日程第８　議案第８号　島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第９　議案第９号　令和 ６ 年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 １ 号）
日程第 10　議案第 10 号　令和 ６ 年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）
日程第 11　承認第２号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 12　決算第１号　令和５年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算
日程第 13　決算第２号　令和 ５ 年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
日程第 14　報告第１号　令和 ５ 年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算繰越明許費の繰越しについて

本日の会議に付した事件

日程第１　議長の選挙
日程第２　議席の指定
日程第３　会議録署名議員の指名
日程第４　会期の決定
日程第５　同意第１号　島根県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
日程第６　議案第６号　島根県後期高齢者医療広域連合広域計画の変更について

日程第７　議案第７号　島根県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部改正について
日程第８　議案第８号　島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第９　議案第９号　令和 6 年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第号）
日程第 10　議案第 10 号　令和 6 年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）
日程第 11　承認第２号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 12　決算第１号　令和５年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算
日程第 13　決算第２号　令和 5 年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
日程第 14　報告第１号　令和 5 年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算繰越明許費の繰越しについて

出席議員（ 8 名）

１番　早　樋　徹　雄	３番　河　村　賢　治
４番　楫　野　弘　和	６番　景　山　利　則
７番　岩　本　一　巳	８番　糸　原　　保
９番　大　江　和　彦	10 番　吉　金　　隆

欠席議員（ 1 名）

２番　中　村　　中

欠員（1 名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長　------ 伊　藤　豪　一　　書　　記　-------- 川　端　息　吹

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長　-------- 上　定　昭　仁　　副広域連合長　------ 平　木　伴　佳
会計管理者　-------- 大　谷　敦　夫　　事務局長　---------- 小　川　隆　樹

午後1時00分開会

○副議長（早樋　徹雄）　　それでは、予定の時刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日、議長が欠員となっておりますので、地方自治法第 106 条の規定により、副議長の私が議長の職をとらせていただきます。

何とぞ、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

これより、令和 6 年第 2 回島根県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入ります前に報告事項を申し上げます。

益田市の福原宗男議員から、4 月 23 日付で辞職願が提出され、5 月 1 日付で辞職を許可し、5 月 10 日告示の島根県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙において、大田市から河村賢治議員が当選されました。

また、安来市の田中武夫議員が 10 月 23 日付で任期満了となり、広域連合議会議員を失職され、現在 1 名が欠員となっておりますことを、ご報告いたします。

以上諸般の報告を終わります。

日程第１　議長の選挙

○副議長（早樋　徹雄）　　日程第１、これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（早樋　徹雄）　　御異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

○副議長（早樋　徹雄）　　お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長を務めております私から指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（早樋　徹雄）　　御異議なしと認めます。

よって、議長を務めております私から指名することに決定いたしました。

議長に、吉金隆議員を指名いたします。

○副議長（早樋　徹雄）　　お諮りいたします。

ただいま指名いたしました、吉金隆議員を議長選挙の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（早樋　徹雄）　　御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました吉金隆議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました吉金隆議員が議場におられますので、本席から告知をいたします。それでは、当選されました吉金隆議長より、自席からで結構でございますので、御挨拶をお願いいたします。

○議長（吉金　隆）　　松江市議会議長の吉金でございます。

ただいま、議員の皆様から御推挙を賜り、広域連合議会の議長という要職に就かせていただくことになりました。その責務の重大さを感じると共に、正確で円滑な運営に、誠心誠意努めてまいる所存でございます。

そして、後期高齢者医療行政の更なる発展に努めてまいりますので、議員の皆様、執行部の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、就任の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（早樋　徹雄）　　ありがとうございました。

以上をもちまして、議長の役目を終わらせていただきます。吉金議長におかれましては、議長席にお着き願います。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第２　議席の指定

○議長（吉金　隆）　　それでは、続いて議事に入ります。

日程第２、議席の指定を行います。

今回新たに当選された議員の議席に関連し、議席は、議長において指定をいたします。

会議規則第４条第２項の規定により、新たな議席はただ今御着席のとおり指定いたします。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第３　会議録署名議員の指名

○議長（吉金　隆）　　日程第３、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、３番河村賢治議員及び４番楫野弘和議員を指名いたします。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第４　会期の決定

○議長（吉金　隆）　　日程第４、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日１日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉金　隆）　　御異議なしと認めます。

よって、会期は１日間と決定いたしました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第５　同意第１号

○議長（吉金　隆）　　日程第５、同意第１号島根県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

上定広域連合長。

○広域連合長（上定　昭仁）　同意第 1 号について、ご説明申し上げます。議案の 1 ページをご覧ください。

本件は平木伴佳副広域連合長の任期が満了したことに伴い、新たな選任について同意を求めるものとなります。選任に当たりましては、引き続き知夫村の平木伴佳村長を適任者と認め、再度選任いたしたいと存じます。ご同意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（吉金　隆）　お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第 1 号、島根県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉金　隆）　御異議なしと認めます。

よって同意第 1 号は、これに同意することに決しました。

ここで、選任されました平木伴佳副広域連合長に御挨拶いただきたいと思います。平木副広域連合長、席をお移り願います。

それでは、平木副広域連合長よろしくお願いいたします。

○副広域連合長（平木伴佳）　先ほど、副広域連合長に選任いただきました知夫村の平木でございます。この場をお借りしまして、一言御挨拶申し上げます。

昨今の法改正によりまして、高齢者の保険料についても、負担割合の見直しや出産育児一時金への支援に関する制度が設けられたことはご承知の通りでございます。また、来月 12 月 2 日からは、現行の被保険者証が廃止され、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行されるなど、近年後期高齢者医療制度を取り巻く環境が大きく変わってきております。

こうした中、引き続き広域連合長の補佐をする副広域連合長という重責を担うこととなりました。今後も県内各市町村との連携を密にとりながら、制度の円滑かつ安定的な運営が図れるよう努めてまいりますのでよろしくお願い致します。

最後に、今後とも皆様方のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉金　隆）　ありがとうございました。

日程第 6　議案第 6 号

○議長（吉金　隆）　日程第 6、議案第 6 号島根県後期高齢者医療広域連合広域計画の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

上定広域連合長。

○広域連合長（上定　昭仁）　議案第 6 号についてご説明申し上げます。議案の 2 ページから 4 ページをご覧ください。本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号

の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の制定等により、本年12月2日以降、現行の被保険者証を発行しなくなることに伴い、当広域連合の広域計画を変更するため、議会の議決を求めるものとなります。

以上、議案第6号につきましてご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉金　隆）　これより質疑に入ります。

議案第6号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉金　隆）　質疑なしと認めます。

これをもって、議案第6号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第6号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉金　隆）　討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第6号島根県後期高齢者医療広域連合広域計画の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉金　隆）　挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第7　議案第7号

○議長（吉金　隆）　日程第7、議案第7号島根県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

上定広域連合長。

○広域連合長（上定　昭仁）　議案第7号についてご説明申し上げます。

議案の5ページ、6ページをご覧ください。

本件は、地方自治法の一部改正に伴い、引用する条文に条ずれが生じたため所要の改正を行うものとなります。以上、議案第7号につきましてご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉金　隆）　これより質疑に入ります。

議案第7号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉金　隆）　質疑なしと認めます。

これをもって、議案第7号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉金　隆）　　討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより、表決に入ります。議案第 7 号、島根県後期高齢者医療広域連合 監査委員条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉金　隆）　　挙手全員であります。

よって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第 8　議案第 8 号

○議長（吉金　隆）　　日程第 8、議案第 8 号島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

上定広域連合長。

○広域連合長（上定　昭仁）　　議案第 8 号について、ご説明申し上げます。

議案の 7 ページから 9 ページをご覧ください。本件は、認知症等により判断能力が不十分な方などが、急患として医療機関を受診した場合において、生活保護適用の有無を判断する期間を確保するため、保険料徴収の猶予期間を最長 1 年間に延長するものとなります。

また、本年 12 月 2 日以降、現行の被保険者証を発行しなくなることに伴い、被保険者証の返還に係る過料についての規定を削除するものとなります。

以上、議案第 8 号につきましてご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉金　隆）　　これより質疑に入ります。

議案第 8 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉金　隆）　　質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 8 号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉金　隆）　　討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより、表決に入ります。議案第 8 号、島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉金　隆）　　挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第9　議案第9号　及び　日程第10　議案第10号

○議長（吉金　隆）　　日程第9、議案第9号令和6年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第1号及び日程第10、議案第10号令和6年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号を一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。

上定広域連合長。

○広域連合長（上定　昭仁）　　議案第9号及び議案第10号について、一括してご説明申し上げます。

議案の11ページから13ページをご覧ください。

議案第9号一般会計補正予算第1号につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、当初予算額5億2,265万3千円に、20万円を追加し、歳入歳出それぞれ5億2,285万3千円とするものです。

続きまして、18ページ、19ページをご覧ください。

歳出の内容としましては、まず総務費について、一般管理運営経費を126万2千円減額するものです。次に、民生費について、特別会計繰出金の増額などに伴い、146万2千円増額するものです。次に、16ページ、17ページをご覧ください。

歳入の内容としましては、まず分担金及び負担金について、先ほどご説明しました総務費の減額及び民生費の増額並びに後ほどご説明いたします繰越金の増額により、市町村事務費負担金を3,896万2千円減額するものです。次に、繰越金について令和5年度決算剰余金を予算計上することに伴い、3,916万2千円増額するものです。

続きまして、議案の21ページから23ページをご覧ください。

議案第10号後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号につきましてご説明申し上げます。今回の補正予算は、当初予算額1,204億2,000万円に、23億8,275万2千円を追加し、歳入歳出それぞれ1,228億275万2千円とするものです。

次に、28ページ、29ページをご覧ください。歳出の内容としましては、まず総務費について、郵便料金の値上がりのため、通信運搬費を494万3千円増額するものです。

次に、保険給付費と支払基金拠出金について、出産育児支援金の額の決定に伴い106万5千円の予算の組み換えを行うものです。

次に、基金積立金について、一時借入金利子支払基金の預金利子及び令和5年度決算において生じた保険料分の決算剰余金を、それぞれ基金に積み立てるため、あわせて1億6,378万5千円増額するものです。

次に、諸支出金について令和5年度療養給付費負担金等の精算に伴う超過交付分を、国・県・市町村へ返還するため、22億1,402万4千円増額するものです。

続きまして、26ページ、27ページをご覧ください。

歳入の内容としましては、まず市町村支出金について、令和5年度療養給付費負担金の精算に伴う追加負担分を予算計上することに伴い、2,022万6千円増額するものです。

次に、国庫支出金と県支出金について、令和5年度高額医療費負担金の精算に伴う追加交付分を予算計上することに伴い、それぞれ320万円ずつ増額するものです。

次に、支払基金交付金について、令和5年度後期高齢者交付金の精算による超過交付分を予算計上することに伴い 3億701万5千円 減額するものです。

次に、財産収入について一時借入金利子支払基金の預金利子を、5千円増額するものです。

次に、繰入金について、郵便料金の値上がりによる通信運搬費の増額などに伴い一般会計繰入金を104万2千円増額するものです。

最後に、「繰越金」について、令和5年度 決算剰余金を予算計上することに伴い、26億6,209万4千円増額するものです。

以上、議案第9号及び議案第10号につきましてご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉金　隆）　これより質疑に入ります。

議案第9号及び議案第10号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉金　隆）　質疑なしと認めます。

これをもって、議案第9号及び議案第10号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉金　隆）　討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより表決に入りますが、表決は議案ごとに1件ずつ行います。

初めに、議案第9号令和6年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉金　隆）　挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号令和6年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉金　隆）　挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第11　承認第2号

○議長（吉金　隆）　日程第 11、承認第 2 号専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

上定広域連合長。

○広域連合長（上定　昭仁）　承認第 2 号について、ご説明申し上げます。議案の 30 ページをご覧ください。

本件は、地方自治法 第179条 第1項の規定により専決処分したものについて、ご報告申し上げ、ご承認をお願いするものとなります。

議案の31ページから34ページをご覧ください。今年度から、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、関係する２つの条例について、所要の改正を行ったものとなります。改正の内容としましては、勤勉手当の支給基準及び支給要件について定めるもの、また育児休業を取得している会計年度任用職員について所定の要件を満たす場合には、勤勉手当の支給対象とする規定を定めるものとなります。

以上、承認第2号につきましてご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉金　隆）　これより質疑に入ります。

承認第2号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉金　隆）　質疑なしと認めます。

これをもって、承認第2号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉金　隆）　討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

承認第2号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを採決いたします。

本件を承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉金　隆）　挙手全員であります。

よって承認第2号は承認することに決しました。

日程第12　決算第1号　及び　日程第13　決算第2号

○議長（吉金　隆）　日程第 12、決算第 1 号令和 5 年度島根県後期高齢者医療広域連合一

般会計歳入歳出決算及び日程第 13、決算第 2 号令和 5 年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。

上定広域連合長。

○広域連合長（上定　昭仁）　決算第 1 号及び決算第 2 号について、一括してご説明申し上げます。

説明は令和 5 年度一般会計・特別会計主要施策の成果によりさせていただきますが、あわせてお手元の決算書と監査委員から提出されております決算審査意見書につきましても、適宜ご参照ください。

それでは、主要施策の成果の 1 ページ、2 ページをご覧ください。

令和 5 年度の一般会計の決算は、歳入総額 6 億 6,731 万 5 千円に対し歳出総額 4 億 7,787 万 4 千円となり、形式収支は 1 億 8,944 万 1 千円となりました。そのうち、翌年度へ繰り越すべき財源 1 億 5,027 万 8 千円を差し引いた実質収支は、3,916 万 3 千円の黒字となりました。主な歳入につきましては、分担金及び負担金が 6 億 2,696 万 2 千円、繰越金が 3,033 万 5 千円、国庫支出金が 999 万円 などとなり、前年度比では、総額で 1 億 6,752 万 7 千円の増、率にして 33.5%の増となりました。この主な理由としましては、電算処理システム機器更新等のため市町村からの事務費負担金が増加したことによるものです。一方、主な歳出につきましては、総務費が 1 億 5,027 万 4 千円、民生費が 3 億 2,751 万 5 千円などとなり、前年度比では総額で 842 万 1 千円の増、率にして 1.8%の増となりました。この主な理由としましては、派遣職員人件費負担金や一般管理運営経費等の総務費が増加したことによるものです。

次に、特別会計の決算は、歳入総額　1,192 億 5,240 万 2 千円に対し、歳出総額 1,165 億 9,030 万 7 千円となり、実質収支は 26 億 6,209 万 5 千円の黒字となりました。主な歳入につきましては、市町村支出金が 205 億 1,401 万 4 千円、国庫支出金が 402 億 9,622 万 4 千円、県支出金が 101 億 2,813 万円、後期高齢者交付金が 449 億 220 万 3 千円、繰越金が 29 億 9,989 万 4 千円 などとなり、前年度比では、総額で 4 億 951 万 6 千円の増、率にして 0.3%の増となりました。この主な理由としましては、被保険者数の増加等に伴い、国・県・市町村等からの負担金が増加したことによるものです。

一方、主な歳出につきましては総務費が 1 億 5,002 万 6 千円、保険給付費が 1,130 億 1,784 万 7 千円、保健事業費が 5 億 3,790 万 7 千円、基金積立金が 2 億 8,888 万円、諸支出金が 24 億 8,697 万 9 千円 などとなり、前年度比では総額で 7 億 4,731 万 5 千円の増、率にして 0.6%の増となりました。この主な理由としましては、療養給付費などの保険給付費が増加したことによるものです。なお、今後の運営に当たりましては被保険者の健康寿命の延伸を目的として、被保険者の健康課題の分析を強化し、構成市町村や関係機関と緊密な連携を図りながら保険者機能を強化して参る所存であります。

以上、決算第 1 号及び決算第 2 号につきましてご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉金　隆）　　これより質疑に入ります。

決算第1号及び決算第2号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉金　隆）　　質疑なしと認めます。

これをもって、決算第1号及び決算第2号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉金　隆）　　討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより表決に入りますが、表決は議案ごとに1件ずつ行います。

初めに、決算第1号、令和5年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を採決いたします。

本決算を認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉金　隆）　　挙手全員であります。

よって決算第1号は、認定することに決しました。

次に、決算第2号、令和5年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を採決いたします。

本決算を認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉金　隆）　　挙手全員であります。

よって決算第2号は、認定することに決しました。

日程第14　報告第1号

○議長（吉金　隆）　　日程第14、報告第1号令和5年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算繰越明許費の繰越しについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

上定広域連合長。

○広域連合長（上定　昭仁）　　報告第1号について、ご説明申し上げます。

議案の35ページから37ページをご覧ください。

本件は、令和5年度一般会計予算の繰越しについて、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告するものです。以上、報告第1号につきまして、ご説明申し上げました。

○議長（吉金　隆）　　以上で報告第1号を終わります。

○議長（吉金　隆）　　これにて、令和6年第2回島根県後期高齢者医療広域連合議会定例会

を閉会いたします。

午後１時 32 分　閉会